

各保険料などに関するお知らせ

各保険料の納入通知書などを7月中旬に発送します



納付方法が納付書の方は、年9回(後期高齢者医療保険は年8回)に分けての支払いとなります(7月31日(月)が第一期の納期限)。納付方法が口座振替または特別徴収の方には、納入通知書(保険料額明細)のみ発送します。

国民健康保険

☎健康保険課…☎055(237)5368
☎健康保険課…☎055(237)5371

1 健康保険課窓口で口座振替の手続きができます

「キャッシュカード」で申し込み手続きができます。振替を希望される納付期限の2週間前までにお申し込みください。詳しくはお問い合わせください。

2 被保険者証(保険証)を7月上旬に発送します

発送する新しい保険証(うぐいす色)は、世帯分(1人一枚)をまとめて特定記録郵便で郵送します。有効期限は最長で令和7年7月31日です。

※裏面に臓器提供の意思表示欄を設けています。ご理解・ご協力をお願いします

※期限の切れた保険証は、ご自身の責任で処分してください

3 8月中に限度額認定証の更新申請を!

認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが一定の金額までになります。

対象

市国民健康保険加入者(滞納世帯および70歳以上の市民税課税世帯の一部を除く)

持ち物

保険証、入院が90日を超える方は入院期間が分かるもの(領収書など)。別世帯の方が申請する場合は顔写真入りの身分証、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの

※郵送での申請も可。申請書は市ホームページからダウンロードするか、お問い合わせください

※期限の切れた認定証は、ご自身の責任で処分してください

介護保険

☎介護保険課…☎055(237)5478
☎介護保険課…☎055(237)5480

1 保険料が徴収猶予または減免される場合があります

所得段階が1~3段階で、①~④の全てに該当する方(生活保護受給者は除く)は、申請により減免される場合があります。

対象

①令和4年中の世帯全員の年間収入合計額が120万円以下(世帯が2人以上の場合は1人増えるごとに31万5,000円を加算)

②市民税課税者(令和5年度)の扶養(税の扶養親族・医療保険の被扶養者)でない

③世帯全員の預貯金などの合計が350万円以下

④世帯全員が住居用以外に処分可能な不動産をもっていない

※年間収入には、遺族年金など非課税所得となる収入や仕送りなども含まれます

※災害等の特別な事情により、保険料が猶予または減免になる場合があります

2 限度額認定証・軽減確認証の更新申請を!

認定証・確認証をお持ちの方には6月上旬に更新勧奨通知を発送していますので、更新の申請をしてください。郵送での申請にご協力をお願いします。

後期高齢者医療保険

☎健康保険課…☎055(237)5617
☎県後期高齢者医療広域連合…☎055(236)5671

1 被保険者証(保険証)を7月中~下旬に発送します

新しい保険証(薄紫色)を全員に特定記録郵便で郵送します。有効期限は令和6年7月31日です。お手元に届いた日から使用できます。現在お使いの保険証は8月以降は使えません。

※郵便受けに配達されます

※期限の切れた保険証は、ご自身の責任で処分してください

2 限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を7月中~下旬に発送します

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、有効期限が令和6年7月31日までのものを発送します。

※期限の切れた認定証は、ご自身の責任で処分してください

3 基準収入額適用申請書は発送しません

令和4年1月1日から市で負担割合を変更することが可能となったため、今年度も申請書は発送しません。